

第10回「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」 質疑応答（要旨）

（質問1）

カジノ部分において外資に対する何らかの規制がかかるのか。このことについて、国はどう考えているのか。また、先日も海外からIR事業者が訪問していたようだが、大阪府市は外資について積極的に受け入れようと考えているのか。

（回答：美原講師）

IR事業者を選ぶ公募は、地方自治体すなわち都道府県である大阪府と大阪市による調達行為となる。これはWTOの国際ルールの対象になり、地方公共団体が外資を被差別的に参入の規制の障害にするとすることは100%ありえない。

ただし、地方自治体の要望として、地域のもを購入してほしいとか、地域企業とアソシエイト（関係させる、仲間に加える）してほしい、あるいは地域の日本の企業と一緒にジョイントベンチャー（複数の企業が互いに出資し、新しい会社を立ち上げて事業を行うこと。合弁企業。）をつくってほしいということを要望・要件として主張することは違法ではないと思われる。あくまで公平・公正さを保ったうえで、公募要項の中において、地方自治体の思いが一定の評価点になるような仕組みをつくることは地方自治法上も認められており、国際公法の観点からおかしな考え方ではない。

（回答：職員）

IR事業者への要望として、どのような条件付けを行うかという点については、法律や基本方針、政省令を確認し、今後検討していくことになる。当然ながら、地域振興への貢献ということは大いに期待するところであるが、ジョイントベンチャーやアソシエイトを求めるかどうかは、現在は未定である。

（質問2）

地方自治体がIR事業者をどのように選ぶのか確認したい。まず、地方自治体がIR事業者を選び、区域整備計画を国に提出し、区域認定を受けるのか。この場合、カジノライセンスを得る前にパートナーであるIR事業者がおおよそ決定するのか。もしくは、区域整備計画を地方自治体が定め、国の区域認定を受けてから地方自治体がIR事業者を選ぶのか。その場合、地方自治体が先に区域整備計画を決定しており、計画を受け入れるIR事業者を探すことになるのか。どちらなのか。

（回答：美原講師）

現在の区域認定の考え方は非常に不安定であり、IR事業者と地方自治体にリスクを残す考え方でもある。基本的にはまず、地方自治体がIR事業者を選ぶことになる。その時、地方自治体は区域認定を受けていない。国に対し、区域認定の申請を行うためにはIR事業者を選定し、IR事業者と区域整備計画を作成する必要がある。

しかし、地方自治体としては、そのIR事業者が確実にカジノの免許を取得できるかがわからない。廉潔性が担保されているか否かは国が検証するため、地方自治体の業務では無い。そういった意味で、地方自治体も区域認定を受けていない、IR事業者もカジノの免許を取得していないという、2つの非

第10回「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」 質疑応答（要旨）

常に不安定な状況を抱えたまま、地方自治体はIR事業者を選ばなければならない。IR事業者を選定し、一緒に区域整備計画を国に提示して、初めて国が計画を認定することになる。

この段階で、区域は固定し、自治体の地位は固定するが、IR事業者の地位は固定しない。それは、IR事業者はカジノライセンスを取得できるかどうか解らないからである。区域の指定を受けた後に、IR事業者と地方自治体は、実施協定を締結することができる。その協定が有効になってはじめてIR事業者は、カジノ管理委員会にカジノ免許を申請することができる。よって、IR事業者は、最後まで廉潔性を担保された免許が取得できるかどうかはわからないことになる。

日本ではあまり見られない制度であり、国はIRを整備することに関しては、地方自治体がリスクを取り、リスクを覚悟して申請すべきであるという考え方をとっている。確かにシンガポールのIRにおいては、カジノ免許が下りたのは開業1週間前であり、マカオでも同様である。国がカジノ免許の取得を拒絶することはあり得ないだろうということで国を信頼し、投資を行った。来週開業するのにカジノ免許がまだ取れない。ところが開業前日あたりによく取得できる。このようなことを平気で行うのがこの業界であり、シンガポールやマカオの実態でもある。

しかし、これはやり過ぎだと思われる。ある一定程度のアシュアランス（確信、保証）を得て、段階的なステップを踏んで、予測可能性を高めていくことが本当は正しいが、IR実施法は、通常の行政手順を考える法律とは異なる考え方で構成されていると考えてもらいたい。

（質問3）

貸金やマネー・ロンダリングについて説明されていたが、このようなお金の流れのことを検討するうえで、昨今、問題が発生するなど話題である仮想通貨について、法の規制などの議論はあったのか。

（回答：美原講師）

国のIR推進会議の議論では、仮想通貨の適用は絶対に不可ということである。これはリアルマネーの世界であり、仮想通貨を持ってカジノをプレーすることは、当面我が国の制度では考えられないと理解してもらいたい。

貸金やマネー・ロンダリング体制については、特定金融事業者という形でIR事業者によるVIP顧客等に対する与信行為や金融行為を特例的に認めることになる。

しかし、この件について、IR事業者の破綻に伴うリスクから、利用者を守るため、供託金を求めるというおかしな制度が入っているようである。一定の状況において、我が国でもカジノ事業者による与信行為・金融行為の可能性を認めることは適切だが、対象は一般消費者ではなく、VIP顧客、かつ極めて短期的なTrade finance（貿易金融）でしかない以上、供託金を求めることはやりすぎと思われる。

また、IR事業者はマネー・ロンダリングの対策上、疑似金融事業者として定義され、金融機関以上に厳格な規制の対象になる。一定金額以上のあらゆる取引について、個人情報取得する義務を課せられる。このため、カジノエリアにおいて一定金額以上使う人は、パスポートや免許証の提示を求められ、その場で記録される。外国でも行っており、疑わしい取引をした場合には、たとえ1銭であっても全て規制当局に対して報告されるという、厳格な制度が取られることが想定される。

第10回「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」 質疑応答（要旨）

（質問4）

国会でのIR実施法案の審議において、賛成する党と反対する党がはっきりしていると思われるが、その中で、法案の修正案を出せる要素はあるのか。

（回答：美原講師）

法案の修正案は理論的にはありえるが、与野党が対立している法案であり、あらゆる項目について、確実に膨大な反論が出てくることは間違いない。もし、与党間で一部修正するといった議論をすれば、間違いなくそこを野党に追及される。これは閣法（内閣が提出する法案）であり、答弁を行うのは大臣となる。その場合、完璧を期すような形でするために、一切妥協を許さず、自公が合意した場合にはおそらく修正はありえないと思われる。

ただし、国会の審議を経て、附帯決議と言う形で留意事項を述べたり、あるいは今後、例えば地方に考慮し、7年後に法律を見直す時には、例えば、カジノ管理委員会もしくは国土交通省が詳細規則をつくる場合に、地方について配慮するべきであるなど、そのような附帯決議で方向性の修正をしたりすること等は可能と考えられる。国会で審議しながら、政府に対して間接的に将来に圧力をかけるということはある。しかし、法案の修正議論はまずありえず、一致団結して自公両党と政府はこの法案を通すことになると思われる。

（質問5）

昨年8月に国が行った、国のIR推進会議における取りまとめに対するパブリックコメントでも書いたが、IR事業者の一体性とIR事業の一体性が、どうも論理的でないように思える。

例えば、まちで地域整備を行う時、ビル等を整備する事業者は複数いるが、この時、地域の整備目的を達成するため、事業者の組合や行政が入った協議会、都市計画等で法的縛りを設け、目的を達成していることがある。今回のカジノ解禁は通常的手法ではなく、観光先進国をつくるために行っているわけで、（1つのIR区域において）複数のIR事業を展開し、地方公共団体がIR整備の目的にそった事業運営になるようIR事業者を監督すれば達成するのではないかと思っている。

特に、シンガポールのリー・シェンロン首相もマリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサで相乗効果が出ると言っている。同じ、1つのIRの中に、2つの事業者ないしは3、4社の事業者が入って、今進んでいるインバウンドを質、量ともに増やせば、本当の観光立国ができるのではないか。我々が、社会悪をもっているカジノを解禁する代償として、（こうしたことを認めることで）MICEをつくることより真の観光都市、観光先進国にするということが非常に重要ではないか。そのためにも、複数の事業者がいると思う。

国が12月に公表したパブリックコメントの回答の63番に、1つの区域に複数のIR施設を認めるべきだという意見があるが、回答の中には地域の一体性とあり、ここでも複数のIR施設と書いているが、IR事業者のためだという論理的説明はない。法案が今のように進んでいると思うため、今後、美原講師や、あるいは特に大阪府市の行政に頼みたいのが、参考人招致があった時、是非、複数の事業者を展開するよう要望していただきたい。

第10回「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」 質疑応答（要旨）

【参考】

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果及び説明・公聴会における表明意見に対する回答

No.	意見の分類	提出意見概要	事務局回答
63	04 「一体性」 の定義	<p><地理的一体性について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理的一体性の例外の範囲を明示すべき。 ・地理的一体性のない広域複数施設による申請も認めるべき。 ・IR施設を複数カ所に点在させ、交通網でつなぐことで、高額の消費が見込める長期滞在者が周遊する観光を生み出すことが可能であるため、1つのIR区域に、複数のIR施設を認めるべき。 	<p>「推進会議取りまとめ」P.13に記載されているように、「IR施設の地理的一体性」については、「各構成施設が複数の地域に分散していると、各施設の集客効果が分散し、相乗効果が発揮できなくなる」ことが想定されることから、すべてのIR事業者に対して、各構成施設を単一の区画に集約して設置することを求めることとされております。このため、IRの各中核施設が分散し、点在するような広域の区域を1つのIR区域とすることや、1つのIR区域に複数のIR施設を設置するようなことは認められないと考えられます。なお、「単一の区画」の範囲については、今後の制度化を通じて検討してまいります。</p>

（回答：美原講師）

1つの考え方と思われるが、それは現在の国の考え方とは異なる。

IR実施法案は、刑法の違法性を阻却し、我が国に新しい賭博制度を認めるという考え方に立脚する。政府あるいは国会の基本的な考え方は、IRをどこにでもある施設とせず、区域数を明確に限定するという前提である。大阪に2、3社のIR事業者が参入し、複数のIR施設をつくるのが、今の法目的に合致するだろうか。この国において、IRの区域数は3つのみであり、大阪がその1つに選ばれたとして、その中にライセンスやサブライセンスがあり、カジノ施設を10も20もつくるのが認められるだろうか。

法はどうあるべきか、公平性とはどうあるべきなのか。また、カジノはどうあるべきなのか。少なくとも我が国の基本的な考え方は、明確に施設の数や区域数を限定し慎重に実現することを考えている。現段階で、法律上の規定を超えて、大阪のみを利する運用等は成立しないのではないかと。もちろん法が施行され、7年目のIR区域数の上限を見直す時に、この考え方を変え、大阪のIRがうまく施行していれば、もう少し数を増やしてもいいのではないかと議論は成立すると思われる。ただし、そのためには、法律改定が必要である。